

令和5年度 第2回南丹市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日時 令和 6年 3月 6日(水)

午後7時45分から

場所 南丹市役所 301会議室

・いじめ問題対策連絡協議会委員

岡島賢峰会長、大石葉子副会長、木下茂生委員、湯浅宗一委員、長野建一委員、西岡恭子委員、野々口二三男委員、朝倉幸平委員、西岡典子委員、前田好久委員、中村裕予委員、松村謙一委員、森 博文委員、梅原伸雄委員、矢田浩一委員

(欠席委員：栗原幸一委員、塩貝潔子委員、石川善博委員、奥村恭子委員、人見和夫委員、義永直巳委員)

・事務局

前原正明 市民部長、柴田裕子 教育次長、山田真美 教育委員会学校教育課長、小久保美紀子 学校教育課総括指導主事、川勝美穂子 教育委員会社会教育課長、浅田妙子 市民部人権政策課長、大塚道昭 人権政策課課長補佐

1 開 会

●南丹市人権擁護委員会より選出の木下茂生氏と南丹警察署より選出の森博文氏に委嘱状を交付。

2 あいさつ [岡島会長]

先日京都府教育委員会から今年度2学期までの府内のいじめの件数が公表された。府内約6,800件の事案があり、そのうち重大事案が2件とのことだった。当市では幸いにも重大事案がなかった。これは地域の方々や学校の先生方、また関係各位の皆様のご尽力の賜物だと感じている。昨今いじめ問題は多様化している。SNSでのいじめは表面化しないうえに深刻化している。我々の見えないところでいじめが存在することを皆様にもご承知いただきたいと思う。今回も事務局や各機関からいじめ問題に関する取組等の報告があるので、ご協議いただきたい。

3 報告事項

●「南丹市いじめ防止等対策委員会」等について(資料1により事務局から説明)

・南丹市いじめ防止対策基本方針：南丹市におけるいじめ防止に関する考え方などを定め

るもの。

- ・いじめ問題に対しては、市長部局、教育委員会部局、学校とも連携して取り組んでいる。
- ・いじめ問題対策連絡協議会等設置条例：いじめ問題に関する3つの組織を設けている。

①南丹市いじめ問題対策連絡協議会：いじめ防止対策の取組などの情報連携や相互の連絡調整などの実施

②南丹市いじめ防止等対策委員会：いじめ調査結果の検証や防止対策に係る審議の実施

③南丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会：いじめの重大事態が発生した際の第三者委員による中立的な審議の実施

●令和5年度いじめ調査の概要について（資料2より事務局から報告）

①令和5年度第1回調査の追跡調査について

- ・第1回調査では、小学校の認知件数が60件、中学校は認知件数が25件だった。
- ・追跡調査では、小学校では、そのうち「解消」52件で、解消率86%だった。

（解消とは、いじめ行為が3ヶ月以上止んでいて、被害児童が心身の苦痛を感じていない状態にあること）

②令和5年度第2回いじめ調査について

・小学校の認知件数が61件で、昨年より倍増している。これは国や京都府のいじめ調査の見取りの方針の変更（なるべく丁寧に見とる）によるものである。

- ・中学校の認知件数は、認知件数16件だった。

・いじめの態様については、今年度も小中学生ともに冷やかしたり「からかい」、悪口や脅し文句、「嫌なことを言われる」、が多かった。

・あらゆる場面で人権教育を基盤とした取組を推進していく必要がある。各校には、今回も調査後に面談で詳しい聞取をして指導をしている。事象に対する指導はもちろん、多様な事象に対応するためにも、事象発生の背景も含めて、被害者、加害者の具体的な言動を分析し、人権学習などで取り上げたり、全体で考える場を設けるなど、ポイントを絞って指導していくように求めている。

（質疑応答）

Q：いじめ解消に向けての具体例を。

A：具体的な報告はないが、いじめの訴えがあった場合、各校ともに両者からの聞取を行い、加害側の反省を促す一方でその後の継続的な見取りをしている。事象に至った背景も鑑みて家庭との連携も行いながら丁寧な指導をするなかで、ひとつひとつ解消に向かっていく。

4 京都府南丹教育局の取組について（資料3により梅原委員から報告）

①南丹教育局の基本的な姿勢と4つの役割について

・南丹教育局の基本的な姿勢として、何よりも人権尊重、人権教育の充実が全ての教育活動の基盤であるとして、その認識において日々取り組んでいる。

・南丹教育局には4つ役割があり、1つは「支える」こと、2つ目は「伝える」こと。施策などを正確に伝え得ていくことは重要。3つ目は「つながる」「つなげる」。4つ目は「南丹地域ならではの教育振興を図る」。本局ではこの4つの役割を常に意識しながらこれを果たせるよう、2市1町の教育委員会と緊密に連携し、それぞれの関係機関の協力のもとで日々業務に取り組んでいる

・今回は、いじめということに焦点を当てながら、「生徒指導」という枠組みで取り組んでいるので、なかでもいじめに非常に密接に関わる部分についてお話したい。

●生徒指導提要の周知といじめ防止対策推進法について

・生徒指導提要とは、小学校から高等学校までの生徒指導のあり方等について示した、学校や教職員向けの基本書で生徒指導に関するバイブルのようなもの。平成22年に作成され、令和4年の12月に初めて改定された。

・生徒指導提要が作成されて以降、大津市のいじめ事件をきっかけにいじめ防止対策推進法が制定されたり、インターネットやスマホの急速な発達、性に対する認識の変化など、価値観が目まぐるしく変わるなかで、見直す必要が出てきたため改正された。

・生徒指導提要には『生徒指導とは、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと自発的、主体的に成長、発達する過程を支える教育活動のことである』と示されている。また、『生徒指導は、児童生徒ひとりひとりの個性の発見と良さや可能性の身長と社会的支出、能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする』と示している。

・生徒指導提要の意義について、全ての先生方に正しく理解していただきたいという思いで、あらゆる機会に提要をはじめ生徒指導やいじめ防止対策推進法についても生徒指導担当指導員が学校へ出向き周知に努めている。

②特別支援にかかる生徒指導（いじめ）について

・いじめに繋がる1つとして暴力行為があるが、平成30年ぐらいまでは、管内では暴力事象は中学校の方が多かったが、平成の終わり以降では、小学校における暴力行為が増加している。南丹局管内では、コロナ明けここ数年は、中学校が若干増加傾向ではあるが、数としては現状では小学校の方が多い。

・なかでも特性のある児童が繰り返しやってしまうことが管内全域に特徴的に見られるの

で、今年度は特別支援教育の視点から児童生徒にアプローチしていく研修を2度実施した。5月23日と2月2日の南丹地区生徒指導連絡協議会において、特別支援教育のアプローチから講演をいただき交流も行った。

・発達障害等については、その症状やその児童が発するサインを教職員が気づき、その障害特性への理解と適切な支援を行うことにより未然に防止をするというようなことが大切かと感じる。そこに焦点を当てた取組を今年度は大切にしてきた。

③今年度の生徒指導の状況から次年度の方向性について

・南丹局管内では、日常の何気ない言動からのトラブルから小学校の低学年の不登校児童生徒も増加している。いじめ調査においても、特別に支援を要する児童生徒の繰り返しの行為により嫌な思いが解消されないケースがあるなど、継続して児童生徒に寄り添った指導が求められている。

・各校では一生懸命に取り組みいただいているが、教職員の初動対応がうまくいかなかったため、ケースがこじれてしまう場合や、保護者の方と良好な関係が持てないことが原因でトラブルが増加、あるいは長期化する場合もある。

・また、多様化する社会や保護者の価値観の変化における対応などが必要となっており、学校のうちだけで終わらず、生徒指導、市民を中心に学校の置かれている状況をしっかり把握し、社会とのつながりを意識した指導が求められている。

・来年度は、保護者とのつながり、信頼関係をどのように築いていくかといったテーマで年度当初に研修を持ち、2月頃には、福祉・医療関係機関との連携に重点を置き、児童生徒が学校だけでなく、地域の中で自分らしく生きていくことができるような指導のあり方についての研究を深めていきたいと考えている。

(事務局-学校教育課から)

・第1回いじめ調査の追跡調査では、小学校での要指導が5件残っている。南丹市教育委員会としても、特性のある児童のケースに当たるのではないかとこのところ調査し、個別に聞き取りなどを行ったが、明らかに特性がある児童が繰り返し行った、ということではなかったと聞いている。

・従って全体的に加害側の人権意識の低さが認められるので、引き続き指導が必要であると考えている。

5 各関係機関の取組について

①南丹警察署から（森委員）

・いじめ関係について、本年度中の相談及び取扱は無い。もし把握すれば現象面を捉え、

14歳未満であれば触法行為ということで調査対象になる。14歳を超えると事件として取り扱うこととなるが、幸いにもいじめの関係の取扱は無かった。

・当方ではスクールサポーターというのを置いており、防犯教室をはじめ、学校でもお話させていただいており、そのなかで、SNSの使用の方法など、生徒自身にお話をさせていただいている。このような取組によりいじめ等々についても生徒さんへの周知を図っている。

②京都地方法務局園部支局から（松村委員）

・法務局では、人権擁護委員の方と一緒に、法務省の人権擁護機関ということで、様々な人権課題について取組を行っている。人権相談と人権審判事件の調査救済、人権啓発、この3つの柱で行っている。

・いじめ問題に関しては、子どもの人権というような大きな枠組みの中の1つの課題と捉えており、取り組んでいるが、人権相談窓口ということで、法務局の方ではいくつかのツールを用意している。

・まず、通話料無料で電話がかけられる子どもの人権110番やメールでの相談を受け付けている子どもの人権SOSメール。最近始めたLINEを使用してリアルタイムでやり取りができるLINE人権相談がある。また、日本語が不自由な外国籍の方等を対象とした外国人人権相談ダイヤルも設けている。

・これらのツールに加え、学校を通じ全児童生徒に子どもの人権SOSミニレターという、A3サイズの用紙を半分切り離すと便箋になり、残りの半分の半分を切り取って糊付すると封筒になり、そのままポストに投函頂くと法務局の方に届くという手紙になっており、こちらでも相談を受け付けている。

・様々な相談が寄せられるが、この中でいじめであったりとか虐待であったりとか、そういった子どもの心身に関わるような内容が含まれていれば、まず学校にも連絡、連携しながら解決にあたるという取組を行っている。

・様々な人権相談を受ける中で、明らかに人権侵害にあたるものがあれば、人権審判事件ということで立件し、具体的に調査に入り、その行為者にも話を聞く中で、人権審判性が認められた場合には、行為者に対しあなたの行ってる行為は人権侵害に当たるんだということを説明し、自発的反省を求めて再発防止に努めるという取組も行っている。

・この相談と人権審判事件の調査・救済は、実際にいじめや、人権侵害が発生した後の話になるので、人権侵害が発生しないように人権啓発活動にも力を入れている。子どもの人権ということなら、人権教室というのを学校へ法務局職員や人権擁護員の方が出向き、子どもに対して人権を大切に、いじめはダメですよとかいうようなことも含めて講演する取組も行っている。

・これらは平成30年に文科省から教育委員会を通じ学校に法務省との連携ということで通知を発出していただいている。法務省や文科省のホームページに今でもその通知文書が掲載されているので、時間があれば確認をいただきたい。

・特定のテーマに限らず、あらゆるテーマや手法を用いた人権教室を実施できるので、学校側のニーズに応じた形で実施できるので、ご希望あれば、法務局にご連絡いただきたい。

・携帯電話のSNSやスマホを使ったいじめもよく発生している。NTTドコモと連携したスマホ携帯人権教室というのも実施しているのでよろしく願いしたい。

・人権の花運動については、南丹市と法務局と人権擁護員とで構成している園部人権啓発地域ネットワーク協議会で行っている。学校に花の球根を持っていき児童生徒に植えていただき育てていただき、お互いを思いやる気持ちや命の大切さを学んでいただくというような取組になっている。また、中学生に対しては、中学生人権作文コンテストも実施しており、人権について深く考えていただき、自分の考えを作文にさせていただくという取組も行っている。

・このような取組を通じ、いじめをはじめとした子どもたちの人権侵害がなくなることを目的とした活動を行っているので、ご協力、ご理解をいただきたい。

6 その他

7 閉会 [大石副会長]

いじめの調査の結果では80%という高い数値で解消されていることを知り、いち保護者としてとても安心した。

1月の能登地震で被災した児童が小学校の再開の折には、友達と会えて嬉しかったとか、友達や先生と会えて安心した、学校に行けてよかったというように答えている姿をニュースで見ると、子どもたちにとって学校が心のより所になっていると感じ、胸の温かい気持ちになった。

同時に、南丹市の子どもにとっても学校がそういう場所になってほしいと感じ、そのためには私たち大人もそれぞれの立場から協力していくことが大事だなと、改めて今日の会議で感じた。

本日はありがとうございました。